

○琉球大学に置く講座等に関する規則

〔平成14年3月19日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第30条第2項の規定に基づき、学部及び大学院研究科に置く講座、学科目又はこれに相当する教員組織及び大学院研究科（以下「研究科」という。）の専攻に置く講座又はこれに相当する教員組織（以下「講座等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教員組織)

第2条 琉球大学（以下「本学」という。）は、学部又は研究科（以下「学部等」という。）に当該学部等の教育研究上の目的を達成するため、講座制等により、必要な教員を置くものとする。

(講座制等)

第3条 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その専攻分野に必要な教員を置く制度とする。

2 前項の講座制のほかに、学部等に教育研究上必要な制度として、教育研究分野又は領域を定め、その教育研究分野等に必要な教員を置くことができる。

(講座等)

第4条 本学の学部の学科又は課程に別表1のとおり講座、学科目、教育研究分野又は領域を置く。

2 本学の研究科に別表2のとおり講座、教育研究分野又は領域を置く。

(設置・改廃の方針)

第5条 講座等の設置・改廃は、学術研究の進展や社会経済の変化など、様々な教育的ニーズに対応したより効果的な教育研究体制の整備をするために行うものとする。

(設置・改廃の手続)

第6条 学部等が講座等を設置・改廃する場合は、学長の承認を得なければならない。

2 講座等の設置・改廃は、原則として年度の始めから行うものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成21年7月28日）

1 この規則は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、別表の法文学部、観光産業科学部、教育学部、医学部保健学科及び人文社会科学部研究科に関する改正については、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日）

この規則は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月26日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、別表1の観光産業科学部に関する改正については、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月23日）

この規則は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月26日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

学 部	学科又は課程	講 座 (備考に記載)	学 科 目
人文社会学部	国際法政学科	△法学 △政策科学 △国際関係論	
	人間社会学科	△人間行動 △社会学	
	琉球アジア文化学科	△琉球アジア文化	
国際地域創造学部	国際地域創造学科	△観光地域デザイン △経営 △経済学 △国際言語文化 △地域文化科学 ◇比較言語文化論	
教育学部	学校教育教員養成課程	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育 音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育 家政教育 英語教育 特別支援教育 学校教育	
理学部	数理科学科	△基礎数理学 △数理解析学 △情報数理学	
	物質地球科学科	△物質基礎学 △物質情報学 △海洋地圏科学 △海洋水圏科学	
	海洋自然科学科	△分子機能化学 △解析化学 △海洋化学 △進化・生態学 △熱帯生命機能学 △海洋生物生産学	

学 部	学科又は課程	講 座（備考に記載）	学 科 目
医 学 部	医学科		解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ 生理学A 生理学B 生理学C 生化学 遺伝医学 発生学 病理学Ⅰ 病理学Ⅱ 微生物学（細菌学） 微生物学（原虫学） 微生物学（ウイルス学） 医動物学 免疫学 薬理学 衛生学・公衆衛生学Ⅰ 衛生学・公衆衛生学Ⅱ 法医学・医事法制 生命科学 医科認知情報科学 医療情報学 病理総合学習 基礎研究 症候とその評価法 治療学系 消化器系 麻酔医学系 呼吸器・胸壁・縦隔系 女性生殖器系 歯・顎・口腔系 腎・泌尿器系 循環器系 運動器系 精神医学系 内分泌系 皮膚結合織系 神経医学系 血液学系 感覚器系（耳） 感覚器系（眼） 感染症系 代謝学系 救急医学系 小児医学系 放射線医学 臨床薬理学 地域医療／プライマリ・ケア 体験学習 （臨床・総合・特別講義） 特別演習 臨床実習

学 部	学科又は課程	講 座 (備考に記載)	学 科 目
(医学部)	(医学科)		関連教育病院実習 医学概論B 医学外国語 東洋医学概論 熱帯医学・国際保健医学
	保健学科	○基礎看護学 ○成人・老年看護学 ○母子看護学 ○地域看護学 ○生体検査学 ○病態検査学	
工 学 部	工学科	△機械工学 △エネルギー環境工学 △電気システム工学 △電子情報通信 △社会基盤デザイン △建築学 △知能情報	
農 学 部	亜熱帯地域農学科	△(農林経済科学) △(植物生産科学) △(動物生産科学) △(農林共生科学)	
	亜熱帯農林環境科学科	△(植物機能科学) △(動物機能科学) △(森林環境科学) △(生態環境科学)	
	地域農業工学科	△(農村環境・基盤整備学) △(農村環境保全・防災学) △(バイオシステム工学)	
	亜熱帯生物資源科学科	△(生物機能開発学) △(食品機能科学) △(発酵・生命科学) △(健康栄養科学)	

備考：○印を冠するものは博士講座，△印を冠するものは修士講座等，◇印を冠するものは寄附講座である。

() 内は教育研究分野又は領域である。

別表2 (第4条関係)

研究科	専攻	修士課程に置く講座等	博士課程に置く講座等
人文社会科学 学研究科	比較地域文化専攻		○ (教育研究分野等の設定なし)
教育学研究 科	高度教職実践専攻 (専門職学位課程)	◎教職実践	
医学研究科	医学専攻		<ul style="list-style-type: none"> ○システム生理学 ○放射線診断治療学 ○脳神経外科学 ○眼科学 ○育成医学 ○耳鼻咽喉・頭頸部外科学 ○精神病態医学 ○再生医学 ○先進ゲノム検査医学 ○分子解剖学 ○ゲノム医科学 ○人体解剖学 ○分子・細胞生理学 ○薬理学 ○胸部心臓血管外科学 ○麻酔科学 ○整形外科学 ○腎泌尿器外科学 ○顎顔面口腔機能再建学 ○救急医学 ○臨床薬理学 ○薬物治療学 ○医化学 ○生化学 ○腫瘍病理学 ○細胞病理学 ○衛生学・公衆衛生学 ○法医学 ○内分泌代謝・血液・膠原病内科学 ○循環器・腎臓・神経内科学 ○消化器・腫瘍外科学 ○女性・生殖医学 ○微生物学・腫瘍学 ○細菌学 ○寄生虫・免疫病因病態学 ○皮膚科学 ○感染症・呼吸器・消化器内科学 ○生体防御学 ○感染免疫制御学 ○ウイルス学 ○臨床研究教育管理学 ○形成外科学 ○先進医療創成科学

理工学研究科	生産エネルギー工学専攻		○生産開発工学 ○エネルギー開発工学
	総合知能工学専攻		○環境情報工学 ○電子情報工学
	海洋環境学専攻		○海洋島弧科学 ○サンゴ礁科学 ○熱帯生物科学

研究科	専攻	修士課程に置く講座等	博士課程に置く講座等
法務研究科	法務専攻 〈専門職学位課程〉		◎法務

備考：○印を冠するものは博士講座，△印を冠するものは修士講座，◎印を冠するものは専門職講座である。

() 内は教育研究分野又は領域である。